

守谷市議会基本条例（案） 逐条解説

守 谷 市 議 会

目 次

前文	1
第1章 総則	
第1条（目的）	2
第2条（基本理念）	2
第2章 議会及び議員の活動原則	
第3条（議会の活動原則）	2
第4条（議員の活動原則）	3
第5条（会派）	3
第3章 市民と議会の関係	
第6条（市民との関係）	4
第7条（情報の発信等）	4
第8条（議会報告会）	5
第4章 市長等と議会の関係	
第9条（市長等との関係）	5
第10条（市長等による政策等の説明）	7
第11条（市長等に求める情報提供）	7
第12条（議決事項）	7
第5章 議員間の自由討議	
第13条（議員間の自由討議）	8
第6章 委員会	
第14条（委員会）	8
第7章 政務活動費	
第15条（政務活動費）	9
第8章 議会及び議会事務局の体制整備	
第16条（議員研修）	9
第17条（議会事務局）	9
第18条（予算の確保）	10
第19条（議会図書室）	10
第20条（議会広報の充実）	11
第9章 議員の政治倫理, 身分及び待遇	
第21条（政治倫理）	11
第22条（議員定数）	11
第23条（議員報酬）	12
第10章 議会改革等	
第24条（議会改革）	13
第25条（最高規範性）	13
第26条（見直し手続き）	13
附則	14

前文

守谷市議会（以下「議会」という。）は、直接、選挙によって信託を受けた市民の代表機関として、二元代表制の下、地方自治の本旨に従い、市民の生活向上と福祉の充実のため、市政を適切に運営していく責務を負っている。

議会は、市民が安全安心な生活を送ることができるよう、市民の意見や意思を市政に的確に反映させなければならない。

議会及び守谷市議会議員（以下「議員」という。）は、公平公正で透明な議会運営に努め、かつ、開かれた議会づくりを推進するなど不断の努力が必要である。

ここに、議会は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の下、議会の基本的な理念や方針を定めるとともに、議会と市民の関係、議会と守谷市長（以下「市長」という。）その他執行機関（以下これらを「市長等」という。）との関係を明確にし、守谷市民の負託と信頼に応えることを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、条例の制定の趣旨や基本的な考え方などを示すものです。

【説明】

前文は、この議会基本条例を策定するに当たっての守谷市議会の決意表明であり、議会のあるべき姿や進むべき方向について記しています。

守谷市議会の基本方針を定め、市民との関係や市長などの執行機関との関係を明らかにするとともに、今後、議会が果たすべき役割と議員の責務を踏まえ、議員自らが議員としての自覚と見識を持って、市民の負託と信頼に応えていく決意を明らかにするため、この条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議会及び議員の活動原則、市民及び市長との関係、その他議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託に応える議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例を制定する目的を定めるもので、条例全体の解釈・運用の指針となるように規定しています。

【説明】

この条例は、議会と議員の活動や議会に関する基本的事項を定め、それに沿って議会が活動し、その役割や責務を果たすことにより、最終的に市全体の発展等を目指すことを目的としています。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくり、地方分権の時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。

【趣旨】

本条では、議会の役割と責務に関する基本的な考え方を示しています。

【説明】

議会は、市の議決機関であり、執行機関に対する監視機関であり、また、政策立案の機能を有する機関でもあります。議会は、その役割と責務を果たすために、市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現することを目指すことを定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決の責任を深く認識し、市民に対し、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の目線で適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (4) 市民意見を把握し、政策形成に反映できるよう、市民参加の拡充に努めること。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営を行うこと。

【趣旨】

本条では、議会がどのような原則に基づいて活動すべきかを規定しています。

【説明】

議会の活動原則については、①市民に開かれた議会、②市民への説明責任、③市政運営への監視・評価、④市民参加の拡充、⑤分かりやすい議会運営、以上の5項目を原則として定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握するよう努めること。
- (3) 自らの資質の向上に努めること。
- (4) 議会が討論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を積極的に行うこと。

【趣旨】

本条では、議会を構成する議員がどのような原則に基づいて活動すべきかを規定しています。

【説明】

議員の活動原則については、①市民全体の福祉の向上、②市民意見の的確な把握、③選良にふさわしい議員活動、④自由な討議の尊重、以上4項目を原則として定めています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に関し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、会派の位置付けなどについて規定しています。

【説明】

合議機関である議会において、議員は議員集団として活動ができることを定めています。また、会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員で構成し、同一会派の議員はもとより、必要により会派間での議員の共通意思形成を図ることを定めています。

【参考】

先例集第14章会派

- 1 議会運営上の会派は2人以上とするが、政務活動費上は、1人会派を認めるものを例とする。

第3章 市民と議会の関係

(市民との関係)

第6条 議会は、法第109条第5項に規定する公聴会及び同条第6項による参考人の意見徴収を活用し、市民の専門的又は政策的識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、市民から提出された請願及び陳情を審査する場合において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

3 議会は、市民の意見を政策立案等に反映させるため、市民、諸団体などとの意見交換の場として一般会議を設けるものとする。

【趣旨】

本条では、第3条（議会の活動原則）で定めた「市民参加の拡充」のことについて、その内容を具体的に規定しています。

【説明】

1 議会は、各委員会の運営において、市内外の有識者の意見を広く聴取し、議会論議を活性化させることを定めています。

2 請願及び陳情は、「市民等からの政策提言」と解し、内容により提案者から直接意見を聞く機会を設けることを定めています。

3 多種多様な市民等の意思や意見を聴取することにより、そこから見えてくる市政上の課題を解決するための能力を強化し、政策提言等の拡大を図ることを目的に一般会議の設置を定めています。

【参考】

守谷市議会会議規則（平成13年守谷市議会規則第1号）

(情報の発信等)

第7条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に対して積極的に情報発信する。

2 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下、「委員会」という。）の会議を公開とする。

【趣旨】

議会における情報公開の規範性を規定しています。

【説明】

市民に開かれた議会として、議会が保有する情報の提供に努めることを定めています。また、守谷市議会の本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の協議の場は、原則として自由に傍聴することができます。

【参考】

守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号）

守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例34号）

守谷市情報公開条例施行規則（平成10年守谷町規則第18号）

守谷市個人情報保護条例施行規則（平成14年守谷市規則第35号）

守谷市議会傍聴規則（昭和60年守谷町議会規則第2号）

守谷市議会委員会傍聴規程（平成15年守谷市議会告示第1号）

守谷市議会委員会条例（平成13年守谷市条例第53号）

※ 議会における会議は、本会議（全議員で構成する議会の会議をいいます。）と委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。）に大別されます。

本会議の公開については地方自治法で定められていますが、委員会の会議の公開については特に定められていません。

全国的には、委員会の会議を傍聴するには委員長の許可を要としている議会なども多数ありますが、守谷市議会では、守谷市議会委員会条例において会議を公開することを定めています。

（議会報告会）

第8条 議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員と市民とが自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

【趣旨】

本条では、議会報告会について規定しています。

【説明】

議会の説明責任を果たすとともに、多様な市民意識・意見を聴取する場として、原則議員全員による議会報告会を開催することを定めています。

第4章 市長等と議会の関係

（市長等との関係）

第9条 議会の審議においては、議員と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- （1）議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、市民に分かりやすく効率的に行うものとする。
- （2）市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長の許可を得て、当該議員に対し、反問することができる。
- （3）市長等は、市政の政策水準の向上を図るため、審議及び審査で必要な情報の提供を行うものとする。
- （4）議会は、会議における討議に資するため、市長等に対し、資料の提供を求めることができる。

【趣旨】

本条では、二代表制における議会と市長等との関係について規定しています。

【説明】

議員と市長は市民から選挙で選ばれ、ともに市民を代表し、それぞれ直接市民に責任を負う二代表制における議会と市長の関係において、常に緊張ある関係を保ちながら市政発展に取り組んでいくことを定めています。

- 1 本条では、本会議・委員会での質疑・質問を論点開示の観点から、市民に分かりやすい効率的な議事運営を原則とすることを定めています。
- 2 市長をはじめとする執行機関の出席者が議員の質疑・質問の趣旨を確認するための発言ができることを定めています。
- 3 議会は、市政の政策水準の向上を図るため、審査に必要な情報の提供を求めることができることを定めています。
- 4 市長等に対し、議会として資料の提供を求めることができることを定めています。

※反問権と反論権

『反問権』とは、議会の審議において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、その趣旨や論点を明確にするため、問い返すことができる権利（質疑権）のことをいいます。

『反論権』とは、議会の審議において、市長等は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行うにあたり、議員の考え方を問い返したり、対案を提示したり、又は反論ができるように定めることで、議論を競わせようとするものです。本条例では、この権利の付与は認めていません。

※質疑と質問（議会用語としての違い）

『質疑』：相手方（事件）の不明確な点や疑問点などをただすこと

『質問』：相手方（事件）の考え方や姿勢などをただすこと

※ 市長及びその他執行機関への資料請求権について

議会が市長等の事務事業の監視、評価を行い、政策立案や政策提言をするためには、市長等が有する各種事務事業に関する情報を的確に把握し、有効に活用する必要があります。

地方自治法上、議会が市長等に資料の提出等を求めることができる機会としては、地方自治法第98条第1項による検閲検査権と地方自治法第100条による調査権を行使する場合がありますが、重要な計画等や予算・決算、調査等に係る一般的な資料提供、議会からの説明請求に関する規定はありません。

そのため、これまで慣例や市長等からの情報提供であったこれらの対応について、今後も適切に行われるよう、議会からの必要に応じた資料の提供や説明の求めに対して、市長等が適切に対応するよう努める旨を定めるものです。

(市長等による政策等の説明)

- 第10条 市長等は、政策、制度、計画等（以下「政策等」という。）をつくり、又は変更しようとするときは、議会の求めに応じ、明確に説明するよう努めるものとする。
- 2 議会は、前項により説明を受けたときは、立案及び執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後においては、その評価及び審議に努めるものとする。

【趣旨】

市長等は、政策等をつくり又は変更する場合、議会に説明を行い、議会はその説明に意見し、執行後はその評価及び審議を行うことを規定しています。

【説明】

市長等は、政策、制度、計画、条例（重要な規則等を含む）などについて、新たにつくり、又は変更しようとするとき、議会の求めに応じて、分かりやすく説明することを定めています。

議会では、市長等から説明を受けたときは、立案及び執行における論点、争点を明らかにし、その政策等の執行後においては、その評価及び審議に努めることを定めています。

(予算、決算における市長等に求める情報提供)

- 第11条 市長等は、予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

【趣旨】

市長等は、予算、決算の議会審議に説明資料を作成することを規定しています。

【説明】

市長等は、予算及び決算を議会に提出し議会審議に付す場合、分かりやすい説明資料を施策ごと又は事業ごとに作成するよう努めることを定めています。

(議決事項の拡大)

- 第12条 法第96条第2項の規定による議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、別に条例で定めるものとする。

【趣旨】

本条では、議会の議決事項について規定しています。

【説明】

地方自治法第96条第1項では、議会が議決すべき事項が明記されていますが、次の第2項では、第1項で定められている事項以外にも重要な事項について条例で定めることができることを定めています。

【参考】

守谷市議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年守谷市条例第10号）

第5章 議員間の自由討議

（議員間の自由討議）

第13条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の自由討議により、議論を尽くして合意形成を図るものとする。

【趣旨】

本条では、議員相互間の自由討議について規定しています。

【説明】

議会は、それぞれの会議における議案審議の結果を出すに当たっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出し合った上での合意形成に努めることを定めています。

第6章 委員会

（委員会）

第14条 議会は、社会情勢及び経済情勢により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査及び研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案等を行うよう努めるものとする。

3 委員会は、審査に当たって、資料を積極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会は委員会の専門性と特性を活かし、運営を行うことを規定しています。

【説明】

1 議会は、環境変化により生じる行政課題に対し、常任委員会、特別委員会の持つ専門性などを生かし、適切な運営や行動をすることを定めています。

2 委員会は、所管事務を積極的に進めるとともに、政策立案及び政策提案に努めることを定めています。また、この条項を根拠として、委員会において「重点調査項目」などを作成し、その項目を達成するよう努めることを示しています。

3 委員会は、市民に分かりやすい議論を行うよう努めることを定めています。

【参考】

守谷市議会委員会条例（平成13年守谷市条例第53号）

第7章 政務活動費

(政務活動費)

- 第15条 会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究並びに政策立案等を行うものとする。
- 2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その使途の透明化を確保するため、これを公表するものとする。
- 3 政務活動費に関しては、別に条例で定める。

【趣旨】

本条では、政務活動費の有効活用と、政務活動費の使途等を明らかにしなければならないことを規定しています。

【説明】

政務活動費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ、政策立案、政策提言に繋がるよう条例に基づき、同じ基本的政策理念を持つ集団である会派に対して交付することを定めています。また、政務活動費の使途に関する公平性、透明性を確保するため、議長に対し証票類を添付した収支報告を義務付けし、年に1回以上、その活動状況を市民に報告することを定めています。

【参考】

地方自治法第100条第14項（政務活動費の条例化規定）

守谷市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年守谷町条例第10号）

守谷市議会政務活動費の交付に関する規則（平成13年守谷町規則第10号）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修)

- 第16条 議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。
- 2 議員の研修に関しては、別に条例で定める。

【趣旨】

本条では、議員研修の充実・強化について規定しています。

【説明】

議会は、議員の政策形成能力向上のため、研修の充実強化を図り、研修参加を促進することを定めています。

【参考】

守谷市議会議員の研修に関する条例（平成14年守谷市条例第23号）

(議会事務局)

- 第17条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、議会事務局の調査・法務機能の充実について規定しています。

【説明】

議会、議員の政策提言、立案能力を高めるため、議会事務局の機能を強化することを定めています。

【参考】

守谷市議会事務局設置条例（昭和44年守谷町条例第217号）

（予算の確保）

第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、議会の活動を有効に実施するため、必要な予算の確保に努めることを規定しています。

【説明】

議会は、二元代表制〔議事機関（議会）と執行機関（市長等）〕の一方を担う機関として、様々な責任を果たしていかなければならないことから、一定の予算を確保していくことを示しています。

※ 地方自治法上、議会は、予算案が提出されれば、予算を定める、議決をするという権限がありますが、議会費の編成権、提案権、執行権を持っていません。一方、市長等は、予算調製（編成）権と予算案提出権を持っています。

（議会図書室）

第19条 議会は、議員の調査及び研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、議会図書室の図書、資料等の充実について規定しています。

【説明】

議員の調査研究のため、議会図書室が十分に活用されるよう、適正に管理、運営を行い、図書の充実を図り機能強化について定めています。

【参考】

地方自治法第100条第19項（図書室の附置）

(議会広報の充実)

第20条 議会は、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知しなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動を行うものとする。

【趣旨】

本条では、多様な手段を活用しての広報の充実について規定しています。

【説明】

- 1 議会の広報活動は、市政に関する重要な情報を市民に分かりやすく周知することを定めています。
- 2 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、市民が議会や市政に関心を持ってもらえるような広報活動をすることを定めています。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

第21条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

【趣旨】

議員の政治倫理は別に定め、遵守することを規定しています。

【説明】

議員においては、高い倫理的な義務が課せられていることから、別に定める条例を遵守し、信頼される議会を目指し、議員の品位を保持することを定めています。

【参考】

守谷市政治倫理条例（平成11年守谷町条例第37号）

(議員定数)

第22条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点のみにとどまらず、市民の代表である議会が、市民の意思を市政に十分に反映することが可能となるよう定められなければならない。

2 委員会又は議員は、議員の定数の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度等を活用し、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

【趣旨】

本条では、議員の定数を改定する場合の手續等について規定しています。

【説明】

- 1 議員の定数は、行財政改革の側面だけでなく、市政の現状や将来展望等を踏まえ

て総合的に検討し、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めることを示しています。

- 2 議員の定数の改正は、参考人制度や公聴会制度を活用して市民の意見を聴くとともに、その意見を反映するよう努めることを定めています。
- 3 議員定数は、別に守谷市議会議員定数条例で定めています。

【参考】

地方自治法第91条第1項（議員定数の条例化規定）

守谷市議会議員定数条例（昭和39年守谷町条例第150号）

※ 平成23年に地方自治法が改正され、人口に基づく地方議会の議員定数の上限が撤廃となり、議員の定数決定は、市町村の自主的な判断によるものとなります。

（議員報酬）

第23条 議員報酬は、社会情勢、経済情勢及び市の財政状況を勘案し、議員の活動状況を十分に反映することにより定められなければならない。

- 2 委員会又は議員が、議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度等を活用し、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。
- 3 議員の報酬は、別に条例で定める。

【趣旨】

本条では、議員報酬の額を改定する場合の手続等について規定しています。

【説明】

- 1 議員報酬は、守谷市特別職報酬等審議会の意見を聴いて定めることになっていますが、議員報酬は社会経済情勢等を踏まえて、議員の活動状況を反映することに主眼を置いて決めることを定めています。
- 2 議員報酬の改正は、参考人制度や公聴会制度を活用して市民の意見を聴くとともに、その意見を反映するよう努めることを定めています。
- 3 議員定数は、別に守谷市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例で定めています。

【参考】

守谷市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）

守谷市特別職報酬等審議会条例（平成7年守谷町条例第22号）

第10章 議会改革等

(議会改革)

第24条 議会は、公正、透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で組織する議会改革推進会議を設置することができる。

【趣旨】

本条では、議会改革の継続性を規定しています。

【説明】

- 1 この条例に規定する目的を達成するために、守谷市議会が議会のあるべき姿を常に見極め、議会改革を継続して取り組む決意を定めています。
- 2 議会改革の推進を図るため、「議会改革推進会議」を設置できることを定めています。

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例、規則等の制定又は改廃においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合をさせなければならない。

【趣旨】

本条では、この条例が議会運営における最高規範であることを規定しています。

【説明】

この条例が守谷市議会に関する基本的な事項を定める条例であるとともに、議会に関する他の条例、その他議会運営に関する規定なども、この条例の趣旨等を踏まえ、整合を図る必要があることを定めています。

(見直し手続)

第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかを常に見証するものとする。

2 議会は、前項の規定による見証の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

【趣旨】

本条では、この条例が形骸化しないように、条例制定後も見証を行うことなどを規定しています。

【説明】

- 1 この条例の目的が達成されているかを見証することを示しています。また、その見証については、「議会改革推進会議」で行うものと解します。
- 2 検討の結果、制度の改善が必要と認められる場合は、条例改正等の措置を講じることを定めています。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

【趣旨】

この条例の施行日を規定しています。

【説明】

「附則」は、法令の最後に置かれるもので、その法令の施行期日などを規定し、この条例が平成２６年４月１日から施行されることを定めています。